

会 則

第1条 総 則

- 1 この会は、岳人あびこと呼ぶ。
- 2 この会は、千葉県勤労者山岳連盟を通じて、日本勤労者山岳連盟（略称「労山」）に加入する。
- 3 この会は、活動の拠点を主に千葉県東葛地区とし、その事務局を会長宅に置く。

第2条 目 的

この会は、安全登山を基礎に、一人ひとりの好みと能力に応じた楽しい登山を目指し、自然との関わりを通して仲間との親しみを育むと同時に豊かで質の高い登山を目指すことを目的とする。

会員は日々の研鑽を通じて、他人に頼らない自立した登山者を目指すものとする。

第3条 活 動

この会は、前条の目的を達成するために、会員(準会員・会友を含む。以下同じ)自身の運営により次の活動を行う。

- (1) 定例山行およびそれに準ずる山行
- (2) 総会および定例集会
- (3) 会報の発行
- (4) その他この会の目的を達成するための活動。

第4条 会 員

- 1 会員はこの会の目的に賛同し、山行への参加、総会・定例集会への出席、その他前条に定める会活動に積極的に貢献しなければならない。
- 2 会員は、別に定める会費を納入するものとする。いったん納入した会費はこれを返還しない。
- 3 入会しようとする者は、その旨申し込み、運営委員会の承認を受けなければならない。ただし、新入会員は2回の山行まで準会員とし、運営委員会の承認により、会員となることができる。
- 4 会員は、次の理由により資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡
- 5 会員が次の事項に該当するときは、運営委員会の決議によりこれを退会勧告することができる。退会勧告を行った場合には、遅滞なく、会報<やまたん>および定例集会を通じて会員に報告する。
 - (1) この会が主催する山行、集会、行事等への参加に、著しく情熱を失した者。
 - (2) 会費を所定の期日までに未納の者。
 - (3) 無届山行の結果この会の名誉を傷つけた者、もしくは、会則、山行規定などに定める趣旨に反し、この会の統制や団結を著しく乱す行為のあった者。

第5条 会 友

この会に3年以上会員であった者で、転居等特別の理由により常時、会の活動に参加が困難な者については、本人の申し出と運営委員会の承認により会友となることができる。

第6条 組 織

- 1 会 長 この会を代表する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局として総務部、会計部、会報部、装備部を置く。

総務部	各部に属さない事項全般
会計部	金銭に関する事項全般
会報部	広報に関する事項全般
装備部	装備に関する事項全般

- 4 山行部

- (1) 山行に関する計画立案、実行、管理。
- (2) 新人研修、リーダー研修による会員の安全確保とレベルアップ。
- (3) 山行中の事故に対する遭難対策（救助活動、緊急連絡体制確立など）

5 県連理事、専門委員 連盟の会議に出席し、会活動に反映。

6 監事 会計の監査

第7条 機関

この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 山行部会議
- (4) 定例集会

第8条 総会

1 総会は、この会の最高決定機関である。

(1) 通常総会

通常総会は、毎年1回会計年度終了後1ヶ月以内に会長が召集する。

(2) 臨時総会

運営委員会の要請により会長が必要と認めたとき、いつでも召集できる。会員の半数以上の要請があった場合開催することができる。

2 次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 活動報告および方針と活動計画
- (2) 収支決算および予算
- (3) 役員およびリーダーの選出
- (4) 諸規定の改廃
- (5) その他運営委員会またはリーダー会議において必要と認めたもの

3 総会は会員の半数以上の出席または委任状の提出をもって成立し、総会の議事は委任状を含む出席者の過半数をもって決し、同数のときは議長の決するところによる。

4 議長および書記は、出席者の互選による。

第9条 運営委員会

1 運営委員会は総会で選出された役員で構成し、総会で決定された方針に基づく会務、および、この規定などに定められた運営委員会決議承認事項につき、審議を行う。

2 運営委員会は総務部長がこれを召集する。議長は総務部長がこれに当たる。書記は議長が指名する。

3 審議の内容については、会報〈やまたん〉および定例集会を通じて会員に報告する。

第10条 山行部会議

1 山行部会議は総会で選出されたリーダーで構成し、会山行に関する計画立案、実行、管理、および、この規定などに定められた山行部会議決議承認事項につき、審議を行う。

2 山行部会議は山行部部長がこれを召集する。議長は山行部部長がこれに当たる。書記は議長が指名する。

3 審議の内容については、会報〈やまたん〉および定例集会を通じて会員に報告する。

4 山行部会議は運営委員会と合同で行うことを妨げない。

第11条 定例集会

1 毎月、会員全員を対象に集会を行う。

2 内容

- (1) 山行企画および山行報告
- (2) 運営委員会報告、山行部会議報告およびその他各部報告
- (3) 山行申し込み
- (4) 教育研修の実施

(5) 意見交換その他

第12条 役員・監事およびリーダー

1 この会に次の役員および監事を置く。必要に応じて副部長を置くことができる。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 総務部長 | 1名 |
| (4) 会計部長 | 1名 |
| (5) 会報部長 | 1名 |
| (6) 装備部長 | 1名 |
| (7) 山行部部長 | 1名 |
| (8) 県連理事 | 1名 |
| (9) 監 事 | 2名 |

役員および監事は総会で選出し、任期は2年とし再任を妨げない。補欠役員および監事の選出は運営委員会で行う。その任期は前任者の残任期間とする。

2 この会に山行活動上必要なリーダーを置く。

リーダーは総会で選出し、任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 会 計

1 この会の会費等は次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入会金 | 1,000円 |
| (2) 会 費 | 会 員 月額 750円 (年額9,000円) |
| | 準会員 月額 750円 (年額9,000円) |
| | 会 友 年額 5,000円 |
| (3) 労山遭対基金 | 2口 年額 2,000円以上 |

2 会計年度は3月1日より2月末日までとする。

3 一般会計の他に、必要に応じ積立金および基金を設けることができる。

第14条 会 報

- 1 会報〈やまたん〉の発行（月刊、定例集会の1週間前）
- 2 山行文集〈やまなみ〉の発行
- 3 E-mail、ホームページの管理

第15条 山行規定

山行に際しては、別に定める山行規定に従うものとする。

第16条 弔慰金・見舞金

会員の死亡・負傷に対し、弔慰金・見舞金を次のとおり贈呈する。

弔慰金	会山行時の事故による死亡	50千円
	上記以外による死亡（注1）	20千円
見舞金	会山行時の事故による負傷（注2）	10千円

（注1）会友は対象外。

（注2）入院3週間以上を要する負傷

第17条 会則の改廃

会則の改廃は、総会の過半数の承認を要するものとする。

この会則は、1996年10月10日より施行する。

1998年4月5日改正

1999年4月4日改定

2001年3月4日改定

2003年3月9日改定
2009年3月8日改定
2013年12月5日改定
2015年3月1日改定
2022年3月6日改定
2025年3月2日改定